

安定的な森林整備予算の確保を求める意見書

去る5月24日に新たな「森林・林業基本計画」が閣議決定され、国産材の安定供給体制のより一層の推進と需要拡大施策の確立が焦眉の急となっている。

また、COP21で採択された、産業革命前からの地球の気温上昇を摂氏2度未満に抑え温暖化の被害を軽減する「パリ協定」は、中国やアメリカも参加し、去る11月4日に発効され、日本も11月8日に受諾した。したがって我が国が、国際社会に対して約束した、2030年度に温室効果ガスを2013年度比で26%削減する目標を達成するためには、森林吸収源対策の財源を税制面から担保する必要がある。

さらには、戦後国が奨励した拡大造林施策に呼応して民有林も植林に精励した結果、今や11～12歳級の主伐期を迎えているが、依然として山元へは利益が還元されず、その上に固定資産税や相続税が追い打ちをかけて次代を担う若手後継者は厳しい林業経営を余儀なくされているのが実態である。

よって、国におかれては、森林資源の循環利用の確立を初めとする森林・林業政策の推進と平成29年度予算について安定的な森林整備予算が確保されるよう次の事項の実現を強く求める。

- 1 「森林・林業基本計画」に掲げる施策の推進に向け、平成29年度予算概算要求で計上された予算額の確保を図ること。

また、地球温暖化防止森林吸収源対策の推進については、安定財源の確保に係る新たな取り組みとして検討されている「森林環境税（仮称）」の早期実現を図るとともに、「地球温暖化対策のための税」を活用した木質バイオマスエネルギー等の利用に係る予算の拡充、森林吸収源対策として措置された地方財政措置の拡充を図ること。

- 2 森林資源の循環利用の確立に向け、皆伐跡地の確実な更新及びその後の保育（育林施業）が確実に実施されるよう、国の責務として、鳥獣被害対策も含めた更新及びその後の造林に対する公的補助の拡充を図ること。

あわせて、再造林に必要となる苗木の安定供給体制の確立を強化すること。特に、花粉症対策として花粉の少ない種苗の生産供給体制に取り組むこと。

- 3 地域材の安定供給体制の確立に向け、原木のとりまとめは、流域単位の川上から川下等の関係者及び、官民連携による協議会方式を基本とし、安定供給、需給調整、販売をコーディネートする組織・人材の育成を図ること。

また、地域材利用促進については、公共建築物の木造化、中高層建築物

等へのCLTの利用拡大等、これまでの対策を一層推進させるとともに、森林認証・認証材の普及・拡大に向けた対策を図ること。

- 4 「山村振興法」の基本理念、附帯決議に基づき、山村地域において雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援措置を講じる等の具体的施策の確立を図るとともに、地域振興・地域林業確立の観点から、国等の発注する事業については、地域の事業者が優先的・安定的に受注できる発注方式に変更すること。

また、林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、労働安全対策を初めとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

- 5 条件不利地域など適正な森林整備が進まない森林については、水源林造成事業等による公的森林整備の拡充を図ること。

また、経営意欲の低下した所有者の森林や不在村所有森林など、集約施策が困難な森林については、地方公共団体による公有林化の促進に向け、全額国費による助成措置を講じる等、支援の強化を図ること。

- 6 林家の相続税の特例措置としては、保安林対象林の伐採の禁止規定が一番厳しいもので80%の控除、100 ha以上の林家が一定期間内に30%以上の規模拡大を森林経営計画にうたい実践する場合は80%の納税猶予などが認められている。

しかしながら、普通林や100 ha未満の林家は、市場販売価格の約2%程度しか山元に還元されない厳しい林業経営の実態の中で、固定資産税の支払いで潰れてしまう者も多い。

さらには上物の立木に対しては、本県においては、戦後に植林した50年生のスギの立木1 ha当たり約30万円、同ヒノキで約39万円（徳島県は33万円）が財産評価基本通達113の定めにより資産評価を税務署に設定され、多額の相続税を納税する義務を負うことから二束三文で売却し納税に充てる者も多く、林業経営や森林整備に対する意欲の減退にさらなる拍車をかけ、結果的に林地の荒廃が進む実態にある。切り出し条件が悪く売れない立木まで全てに相続税を課税するのではなく、売れた段階の材に課税する制度に変更すること、さらには税率をもっと下げるなどの若手後継者や自伐林家への救済措置を講じること。

- 7 国有林野事業については、公益重視の管理経営と、地域振興・地域林業への貢献に向けた役割を果たすため、組織体制の拡充を初めとする現場管理機能の強化・拡充等を図るとともに、国有林野事業を実施する現場官庁においては、現場管理の中心的役割を果たす森林事務所への森林官の配置や官民連携が図れる人材の育成ができる要員の充実に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

内閣総理大臣 }
財務大臣 } 様
農林水産大臣 }